

平成28年12月8日

京都シティ開発株式会社
代表取締役 浅野 義孝 様
イズミヤ株式会社
代表取締役 四條 晴也 様
白川 忠一 様
金村 吉雄 様
京阪バス株式会社
代表取締役 脇 博一 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

平成28年4月28日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アバンティ
京都市南区東九条西山王町31番地

- 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

- 3 付帯意見

駐車場が併設施設と共用であり、物販店舗利用客以外の利用の増加により駐車場が満車となる可能性があるため、届出者においては、物販店舗利用客とそれ以外の利用台数を把握するとともに、公共交通機関の利用の促進に努めることが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、京都駅南側の、都市計画上の商業地域に立地している。

周辺の地域の状況は、北側はバス乗り場及び八条通を隔てて京都駅、南側は針小路通を隔ててマンション、店舗付きマンション、住宅及び駐車場等、東側は竹田街道を隔てて、ホテル及び市施設、西側は烏丸通を隔てて店舗及び駐車場等が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、質問や意見は出なかった。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更は、既存店舗に新たなテナントが出店することに伴う営業時間の延長、来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更である。

今回の変更による影響について、指針に掲げる事項との関連では、営業時間の延長により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について等価騒音レベルの増加及び夜間における騒音の発生が予想される。

以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

（1）駐車場について

営業実績及び予測によると、ピーク時においても駐車場の空き台数があるため、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

なお、駐車場が併設施設と共用であり、物販店舗利用客以外の利用の増加により駐車場が満車となる可能性があるため、届出者においては、物販店舗利用客とそれ以外の利用台数を把握するとともに、公共交通機関の利用の促進に努めることが望まれる。

（2）駐輪場の設置について

営業実績及び予測によると、ピーク時においても駐輪場の空き台数があるため、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

（3）廃棄物等保管施設について

廃棄物等の排出量の増加については、予測によると、変更後も必要な保管容量を確保しているため、現行の廃棄物等保管施設容量で対応可能であると考えられる。

（4）騒音について

昼間及び夜間の等価騒音レベルについては、変更後の等価騒音レベルの予測でも環境基準値を下回っている。

夜間における騒音の最大値については、自動車走行騒音が駐車場出入口において規制基準値を超える箇所があるが、店舗に近接する住居立地点においては規制基準値を下回っていることから、周辺の生活環境に影響を及ぼす恐れは少ないと考えられる。